

“土十条”「土壤污染防治行動計画の通知」（国务院关于印发土壤污染防治行动计划的通
知、国发〔2016〕31号、国务院2016年5月28日）についての解説

作成 2016年6月24日

株式会社エンバイオ・ホールディングス

国際部 山内 仁

（1）土十条とは

土十条とは、中国国务院から各省、直轄地人民政府や環境保護部等に対して2016年5月28日付で公布した十ヶ条からなる行動計画指示書（略称；土十条）です。この土十条は法律ではありません。2020年までに耕地や土壤汚染地の安全利用率を90%以上にする事などの主要指標を掲げ、期限を定めた法制度の整備等を示した十ヶ条三十五項目の政策（参考に示します）です。2013年9月に公布された大気十条、2015年4月に公布された水十条とともに、大気・水・土壤に対する污染防治行動計画が出そろったこととなります。

最新の中国方の情報によると、土十条により中国のGDPを2.7万億元押し上げ、2020年までに環境保護産業生産額は約4500億元増加するといわれています。土壤環境の改善とともに新たな産業を創成すると期待されている政策です。

（2）どんな政策

農用地、鉱山、企業工場用地（跡地も含む）及び建設用地に対して35項目の政策が示されています。工場用地をスコープとした主な政策を以下に示します。

農用地や企業用地等での土壤調査を推進する(35項目の政策の(一)、以下同様)。土壤汚染対策関連法律体系を確立し(四)や農用地・建設用地に対する土壤環境品質基準を公布する(五)。土壤におけるカドミウム、水銀、ヒ素、鉛、クロム等重金属類及びPAH類、石油系炭化水素等有機汚染物を重点的に管理し、有色金属鉱業の採掘・有色金属の製錬・石油採掘・石油加工・化学工業・コークス化・メッキ・皮なめし工場等業界を重点的に管理する。また、法の執行を強化する(六)。有色金属精錬・石油化工・化学工業・コークス・メッキ・皮なめし工場等企业が使用し土地
使用権を回収する予定のある土地や住宅用地等に変更する予定のある土地の調査を
土地使用者が行う(十二)。企業に対して日常の管理監督を強化する。生産設備や
汚染処理施設を廃止する際には、事前に安全対策案を作成して地方政府に登録する。
土壤環境において重点的に管理監督する企業のリストを作成して公表する。リスト
に掲載された企業は毎年その用地の土壤環境を自主観測して公表すること(十八)。
汚染原因者負担を原則とし、土壤汚染をもたらした企業に対して損害評価・管理と
修復の法律責任を負わせる(二十一、三十三)。修復は原則として原位置・オンサイ

トで行うこと（二十三）や有償告発や公益訴訟を推進する（三十）等。

以上は管理強化の政策ですが、一方では、高効果・低コストの薬剤開発やリモートセンシング技術応用の推進（二十五）、国際共同研究と技術交流の展開や簡易迅速測定器の導入（二十六）、污染防治におけるビックデータやインターネット+を活用したイノベーションと起業の推進（二、二十七）、グリーンファイナンスの推進や企業環境汚染強制責任保険の試行（二十九）等、環境関連の技術や業界の発展のための政策も示されています。

（3）実効性は？

土十条が公布されてから、土壤汚染修復に対する地方政府の指導方針が変わった様です。地方政府環境部門が指導する化学工場跡地の修復で、今年5月上旬では修復方法は「掘削除去場外搬出—セメント工場処分」であると指定され入札公告されていたのですが、土十条が公布された後の6月上旬には修復方法が「原位置又はオンサイト修復」に変更されました。

土十条では地方政府責任者に対して政策状況の評価と考課を厳格にすると示しています。これを受け、地方政府は政策を確実に実行すると考えられます。

2013年9月に公布された大気十条の実効性についての評価を示した資料（ジェットロ上海ニューズレター エネルギー・環境レポート、JETRO、2015年2月12日配信）では、翌年の2014年の重点地区におけるPM2.5濃度は2013年比削減率；北京市—4%、その他6地区—9.6～—16.1%であり、北京を除き目標を達成した旨の評価がなされています。また、2014年11月、APECブルーの空を造ったのも大気十条を受けた政府の指導の成果といわれています。

土十条についても、関連法制度が出そろいのを待つまでもなく、今年から管理監督強化と技術・業界発展の推進等が実施され、来年には実効性が表れると考えられます。

（4）土十条と日系工場との関わり、特に移転する工場

今年から来年にかけて、工場を管理する制度が出来ると思われます。また、様々な行政指導が土十条の政策に基づく内容に修正されると思われます。

従来では移転する工場に対して土壤調査実施の命令が出されるケースは少なかったはずですが、しかし今後は、工場が移転する際に土壤調査（「計画→調査実施→検収委員会→登録」の一連の手続き）実施の命令が土地使用権者に出されケースが多くなり、汚染が見つかった場合には修復等の責任は汚染原因者負担の原則に基づき工場が負うことになると思われます。

注意して対応しなければならないのは、一旦汚染が見つかり修復完了まで長い

期間を必要としていること、また、自然由来や操業前から存在していた“バックグラウンド汚染”又は隣地からの“もらい汚染”まで土地使用者や汚染原因者としてその責任を負わされるおそれが高くなることです。

どのような工場も将来移転する可能性はあります。自社が操業した土地に対しては、自ら調べて土壌環境の状態を知り、自社の操業由来とバックグラウンド汚染等を分け、工場操業中から土壌環境に対する管理計画を持つことが求められます。

参考：土十条の十条三十五項目

- 一． 土壌汚染調査を進め、土壌環境品質状況を把握する。
 - (一) 土壌環境品質調査を深める。
 - (二) 土壌環境品質モニタリングネットワークを建設する。
 - (三) 土壌環境情報データベース管理レベルを高める。
- 二． 土壌汚染対策法の立法を推進し、法規と基準体系を確立する。
 - (四) 立法プロセスを早める。
 - (五) 基準体系を構築する。
 - (六) 法律の実施および管理監督を強化する。管理監督の重点を明確にする。
- 三． 農用地の分類管理を行い、農業生産環境安全を保障する。
 - (七) 農用地土壌環境品質を分類する。
 - (八) 確実に保護に力を入れる。
 - (九) 安全利用を推進する。
 - (十) 厳格に管理監督を実施する。
 - (十一) 林地、牧草地、農作物園地の土壌環境管理を強める。
- 四． 建設用地の許認可制を実施し、住居環境リスクを防止する。
 - (十二) 管理要求を明確にし、調査評価制度を作る。
 - (十三) 管理監督の責任を着実にする。
 - (十四) 用地の許認可制を厳格にする。
- 五． 非汚染土壌保護の強化、新たな土壌汚染の未然防止。
 - (十五) 利用されていない土地への環境管理を強化する。
 - (十六) 建設用地の新たな汚染を防ぐ。

- (十七) 空間配置の管理監督を強化する。
- 六. 汚染源への管理監督を強め、土壌汚染の防止を強化する。
 - (十八) 工業鉱業汚染を厳格に管理する。
 - (十九) 農業汚染をコントロールする。
 - (二十) 生活汚染を減少させる。
- 七. 汚染処理と修復を推進し、区域の土壌環境品質を改善する。
 - (二十一) 処理と修復の主体（責任者）を明確にする。
 - (二十二) 処理と修復の計画を作成する。
 - (二十三) 順序良く管理と修復を行う。
 - (二十四) 目標を管理監督する責任を着実にする。
- 八. 科学技術開発を強化し、環境保護産業の発展を推進する。
 - (二十五) 土壌汚染防止修復の研究を強める。
 - (二十六) 適正技術の普及へ力を入れる。
 - (二十七) 処理と修復産業の発展を推進する。
- 九. 政府の主導作用を発揮し、土壌環境管理体系を構築する。
 - (二十八) 政府主導を強化し、管理体制を改善する。
 - (二十九) 市場の働きを発揮させる。
 - (三十) 社会監督を強める。
 - (三十一) 宣伝教育を展開する。
- 十. 目標への考課を強め、責任追求を厳格にする。
 - (三十二) 地方政府の主体責任を明確にする。
 - (三十三) 部門間連携を強める。
 - (三十四) 企業の責任を着実にする。
 - (三十五) 評価考課を厳格にする。

●本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。文中の意見にわたる部分は当社の私見が含まれることをご了承下さい。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。